

川崎市立川崎病院三役会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院（以下「病院」という）の運営方針等病院運営上の諸課題を審議するため三役会を設置し、経営の改善や医療の質の向上等を図り、もって市民医療の充実に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 三役会は次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 病院の基本理念、運営方針等に関すること。
- (2) 病院の経営改善に関すること。
- (3) 病院運営上の諸課題に関すること。
- (4) 病院長が審議する必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 三役会は、病院長、副院長、事務局長、看護部長、庶務課長をもって組織する。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総務する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 三役会は、原則として毎週水曜日に開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 三役会は、委員の三分の二以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、委員の過半数の賛意の基、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、三役会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 三役会の庶務は庶務課庶務係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、三役会の運営に必要な事項は、委員長が三役会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

